

令和3年5月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(4)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その子であるとして、後記2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(4)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 利害関係人は、老齢給付の受給権者であったAが令和○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給付等」という。)の支給を請求した(以下「別件請求」という。)
- (2) 請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの子であるとして、本件未支給保険給付等の支給を請求した(以下「本件請求」とい

う。)

- (3) 厚生労働大臣は、利害関係人に対し、本件未支給保険給付等を支給する旨の決定をした。
- (4) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「さきに、あなたから請求のありました、下記の受給権者(注：Aを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金・厚生年金保険未支給保険給付については、あなたよりも同給付を受けることができる順位が高い方に対して支給が決定されているため、支給されませんので通知します。」として、本件未支給保険給付等を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (5) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給保険給付等」という。)があるときは、その死亡の当時、受給権者と生計を同じくしていた受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族は、この順序によって、自己の名で、その未支給保険給付等の支給を請求することができる(厚生年金保険法第37条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の2、国民年金法第19条第1項及び第4項並びに国民年金法施行令第4条の3の2)。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが老齢給付の受給権者であったこと、利害関係人がAと婚姻の届出をした夫婦であったこと、及び、請求人が、Aと前

妻との間に長男として出生したことについては、後記第2の1(1)及び(2)の認定事実及び本件記録から明らかであり、これらの点についての当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(4)記載の理由によりされた原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、利害関係人がAと生計を同じくしていた者であったと認めることができるかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

- (1) ○○市長が証明するAを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(改製日平成○年○月○日。令和○年○月○日付け。)によれば、Aは昭和○年○月○日に、利害関係人は昭和○年○月○日にそれぞれ出生し、両名は平成○年○月○日に婚姻し、その婚姻関係は、Aが令和○年○月○日に死亡する時まで継続している。なお、Aには先妻との間に、長男として請求人が昭和○年○月○日に、長女としてBが昭和○年○月○日にそれぞれ出生している。そして、Aの死亡届は、親族として請求人が届け出ている。
- (2) Aは、老齢給付の受給権を、65歳に達した平成○年○月○日に取得し、同人の死亡により失権するまで有していた。
- (3) ○○市長が証明するAに係る住民票の除票(令和○年○月○日付け)によれば、Aは、昭和○年○月○日に同市○○町○-○-○(以下「a宅」という。)に住居を定め、同人が死亡する時まで、住所の変更はない。
- (4) 本件請求に際して、請求人が提出した○○市長が証明する請求人に係る住民票(令和○年○月○日付け)によれば、請求人は、平成○年○月○日に○○市○○町○-○-○からa宅に転居した後、Aが死亡する時まで、住所の

変更はない。

- (5) 別件請求に際して、利害関係人が提出した未支給年金・保険給付請求書(令和○年○月○日受付)によれば、利害関係人の請求時の住所は、○○市○○町○○ ○-○ ○○○○○号となっている。
- (6) 別件請求に際して、利害関係人が作成した生計同一関係に関する申立書(令和○年○月○日付け。以下「利害関係人申立書」という。)には、以下のとおり記載されている。

ア 別世帯になっていた理由

結婚して以来23年間皮フ病およびすい臓癌の夫を看病していたがH○体力低下による肺炎でb病院に入院、夫を看病できなくなった義母に、保険料等払う事はできない、と息子、娘(義理)に言われ、実の娘の所で退院後も静養していた。家にあるすべての荷物も処分されていた(利害関係人はAの後妻である)

イ 同居についての申立(または、別居していたこと理由)

介護うつとマイコプラズマ肺炎により入院していたが自宅に帰ればすぐに介護しなければ“出て行って”という娘(義理)の意見で○○にある実娘(C)の所で静養し少しづつリハビリをしていた。すでに義理の子供達が荷物を処分してしまい別居するしかなかった。

ウ 経済的援助についての申立

- ① Aから利害関係人に対する経済的援助の有無：あり
利害関係人からAに対する経済的援助の有無：あり
- ② その回数：月約1回程度
- ③ 経済的援助の内容：毎月夫の厚生年金から日常の下着、おかし等を購入し差し入れたり、自分の生活必需品を購入していました。

エ 定期的な音信・訪問についての申立

- ① 音信の手段：夫の子供が全く電

話、会話してくれない

② 訪問回数：週約3回程度

③ 音信・訪問の内容：子供達の留守の間 数時間、下着、食べ物等購入して渡していた。その時の金額夫よりもらっていた。ほしい物等を差し入れていた。あとは「元気でやっているか」「困ってないか」と心配してくれていた。

(7) Aの死亡当時において、利害関係人とAが生計を同じくしていないことを証する資料として、請求人が提出した主なものとして、次のものがある。

ア 平成○年度国民健康保険税決定(更正)通知書(平成○年○月○日付け)に以下のとおり記載がある。

異動年月日・届出年月日：平成○年○月○日

理由：世帯分離

氏名：利害関係人

イ 審査請求時に提出した請求人の申立書(○/○/○)に以下のとおり記載がある。

後妻が家を出て行ってから、父の家計の管理は私がしており、父が亡くなるまで後妻を経済的に援助していた事実はありません。また、父が亡くなる前半年ほどはほとんど顔を合わせておりません。特に○年○月○日にb病院に入院した後も私と妹で世話をしており、後妻は一度病室に来たと聞きましたが、何か父の世話をしていたわけではありません。また、父が亡くなる前の一月ほどはケアマネージャーさんを入れて訪問看護の方に来てもらい自宅で介護しており、後妻が来たことは一度もありません。

経済的援助は無く、音信・訪問もありませんので、後妻に未支給年金を受け取る権利があるとは思えません。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、未支給保険給付等の支給

対象者に係る生計同一関係の認定等の取扱いについて、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)を定めており、生計同一認定対象者が受給権者の配偶者である場合は、受給権者と住民票上同一世帯に属しているときは、その者は、受給権者と生計を同じくしていた者に該当するとし、住所が受給権者と住民票上異なっているときは、次のア又はイのいずれかの要件を満たせば、受給権者と生計を同じくしていた者に該当するとしている。ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的な音信、訪問が行われていること

(2) 前記1及び本件記録によれば、①利害関係人とAは平成○年○月○日に婚姻し、その頃からa宅で同居して生活してきたこと、②利害関係人はAの看病、介護をしていたが、平成○年○月末頃、自身が肺炎で入院し、退院後は、利害関係人の子であるC(以下「C」という。)方で療養していたこと、③CはBに電話し、それぞれが自分の親の世話をすることを求めたところ、Bは退職して同年○月、a宅に移ってAの介護を始めたこと、④Bは利害関係人

に対し、a 宅から利害関係人の物を収去するよう求め、利害関係人はこれに従い自己の物品を搬出したこと、⑤利害関係人が入院した頃、Aは、認知症が進行しており、Aの年金口座の通帳は、請求人が管理するようになり、利害関係人は同口座の預金を使うことができなくなったこと、⑥Aは令和〇年〇月〇日に死亡したこと、以上の事実が認められる。

上記の事実関係からすれば、Aの死亡当時、利害関係人はAと同居していなかったが、別居の期間は1年足らずであって、それまでの20年以上の同居期間に比すればわずかであるし、その別居も、病気やそれぞれの子らの意向によるものといえ、Aと利害関係人との間に不和があったわけではない。また、この別居期間中、Aが扶養義務の履行として利害関係人に対する経済的援助をしなかったのは、Aが認知症のため、請求人が金銭管理を行っていたからである。これらの事情に鑑みると、社会的にみれば、Aの死亡当時Aと利害関係人は、なお生計を同じくしていたものと認めるのが相当である。この点についての請求人の主張は採用することができない。

- (3) 以上によれば、Aの死亡当時において、利害関係人は、Aと生計を同じくしていた配偶者と認められるから、利害関係人は請求人に優先して本件未支給保険給付等が支給されるべきであり、原処分は妥当であって取り消すことはできず、請求人の再審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。